

平成28年11月19日

警察庁交通局

運転免許課長 郷治 知道 殿

公益社団法人 日本精神神経学会

理事長 武田 雅俊

改正道路交通法の施行（高齢運転者対策関連）に関する要望

きたる平成29年3月12日、改正道路交通法が施行されます。改定項目には75歳以上の高齢運転者への対策が含まれており、認知機能が低下したときに起こしやすいとされる違反行為を行った場合、ないし3年に1度の更新時、行われる認知機能検査で、第1分類（認知症の恐れあり）とされると、公安委員会は、臨時適性検査（公安委員会の指定する専門医による診断）を行うか、医師の診断書の提出を命じることができるという規定が新設されています。

しかし、この規定には大きな問題があります。その理由は、既にこの改正が試案として提出された段階で述べ、貴庁に提出いたしました

(<https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/20150203.pdf>)。

そもそも認知症と危険な運転との因果関係は明らかではありません。認知症であっても運転能力が残存しているのであれば、それを奪うことは不当なことです。高齢者の交通事故が多数報道されていますが、若年運転者の事故も少なくないのは同様ですし、報道されている事例だけでも認知症との関連が疑われているものは一部に過ぎません。高齢になれば認知機能が低下することは事実であり、それに合わせた対策が必要ですが、それを認知症であるか否かの診断に一括して解決できるとすることは誤りです。

また、認知症の有無を診断する医師の確保がなされていません。こうした診断が必要とされるのは、「改正試案」の説明によても平成25年中で3万人以上に及んでおり、年間5万人、6万人といった試算も出ています。しかも該当者は年々増大します。とうてい公安委員会の指定する専門医のみで対応できる数ではありません。当学会は、かかりつけ医用の診断書様式の検討も含め警察庁と交渉を重ねてきましたが、現在に至るまで、この診断に対応できる体制の整備については十分な対策がなされているとは言えません。このままでは、診断書を必要とされた高齢運転者は、診断書記載が可能な医療機関を探してさ

まよい、また地域の認知症医療を専門に掲げる医療機関は、殺到する診断書希望者の対応に追われ、ただでさえ患者数の爆発的な増大に直面している困窮をさらに深めることになり、地域の医療や保健・福祉の崩壊を招きかねません。また、これも当学会が繰り返し要望していたことですが、この診断書作成に必要な検査等の保険適応の可否について、警察庁と厚生労働省との間で合意がなく不鮮明なままとなっています。こうした事情も、現場の大きな混乱を招きます。

さらに、特に地方では、運転を奪われることによって生活に困窮する高齢者が多数います。そのことに対する補償はなく、代替措置も十分ではありません。また、真に重症な認知症を有する運転者の家族に対して具体的なサポートを提示するものではないので、困惑している家族は救われません。

医学的根拠に欠け現場に混乱を招くだけのこのような制度は、かりに施行が強行されたとしても実効性に欠け、改めて法改正を強いられる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

過日、日本老年精神医学会も「改正道路交通法施行に関する提言」を出しました (<http://www.rounen.org/>)。老年精神医学に携わる専門家の見解としてきわめて重要です。当学会としても、上に述べた多くの問題を解決するために厚労省などの関係省庁、老年医学専門家、有識者などによる検討会を立ちあげ、真の意味での交通安全と高齢者の生活に資する施策をあらためて探っていただくことを強く要望するものです。

以 上